

営業秘密保護推進研究会 設立趣意書

1. はじめに

近時、企業の知財管理、企業の事業活動を取り巻く社会情勢等の背景の下、ますます営業秘密を知的財産権として保護する重要性が意識されるようになってきています。まず、企業の知財管理・戦略において、いわゆるオープン・クローズ戦略が強く意識されるようになってきました。中小企業やハイテクベンチャーもその例外ではありません。技術を秘匿化して営業秘密として取り扱うニーズが、社会全体で高まっていると言えます。特許出願によりオープンにする技術であっても、公開前は営業秘密として秘匿されています。

一方で、我が国企業の営業秘密が国内外に流出する事案が顕在化し、サイバー攻撃による顧客名簿の流出被害も深刻です。中国・韓国を始めとした新興国に我が国の営業秘密が流出するリスクも高まっており、我が国企業の国際競争力低下が懸念されています。技術情報や顧客名簿等の営業秘密の漏洩事例は、世界的に見ても増加傾向にあり、歯止めが必要な状況にあります。一方、加害者となるリスクも意識されなければいけません。例えば、中途採用などで他社の営業秘密が持ち込まれ、それを使用したとなると、営業秘密侵害の訴訟を受けるリスクがあります。万が一米国企業の営業秘密を侵害したと問われると、巨額の賠償金を受ける虞すらあります。

このように営業秘密侵害が大きな問題となってきている背景の1つとして、企業間取引の多様化があります。国内外の他企業や系列企業との間では、共同研究・外部委託・海外生産等を行うこと、グローバルな調達・供給のサプライチェーンを形成すること、海外にビジネス拠点を構築すること等が進んでおり、営業秘密を社外や国外と共有する機会が増えています。逆に、海外企業が我が国市場に進出することで、海外の営業秘密が国内で共有されることも増えていると言えます。また、サイバー犯罪の深刻化による悪影響も無視できなくなってきました。電子化された営業秘密は、標的型攻撃等で持ち出し被害を受けるリスクが高まっており、ひとたび漏えいしてしまうと、その拡散を止めることが難しいという特性への配慮も求められます。

このような社会的背景を受けて、営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上等を刑事・民事両面で図るため、不正競争防止法の一部が改正されました。また、企業の情報管理に関連する個人情報保護法の改正、企業の知財管理に関連する職務発明に関する条項の改正を含む特許法の改正もあり、これらの改正はいずれも2015年中、あるいは2016年には施行予定です。

このような状況をむしろ好機と捉え、営業秘密の保護管理体制、更には知財戦略や知財管理の方法を再検討することが有益と考えます。

まず、我が国企業としては、この法改正の趣旨を広く理解し、各企業の規模やその他の実状を踏まえた合理的管理を実践することで、営業秘密が法律上の保護を受けられる管理水準を維持する必要があります。次に、サイバー犯罪に対抗するためのサイバーセキュリティ対策の検討も必要です。もっとも、リスクアセスメントはもちろんのこと、適正管理診断、規程整備、管理策の導入と監査、人材教育、インシデント対応、証拠保全・攻撃者特定、訴訟時の対応等、企業が対応すべき営業秘密保護実務は多岐に

渡っており、これら全てをバランス良く実施できる企業はまだ限定されと考えています。更に、我が国市場に進出した海外企業としては、我が国の不正競争防止法の一部改正の趣旨を理解し、海外の営業秘密について、我が国の実状を踏まえた管理を実践する必要があります。

このような山積みされた課題を少しでも多くの企業が克服し、我が国企業の国内外での競争力を維持するとともに、海外企業からも魅力的な国内市場を持続させるため、企業の営業秘密保護の取り組みを、国際法務も含めて実務面から具体的に研究することを目的として、営業秘密保護推進研究会を設立します。

2. 名称

名称を「営業秘密保護推進研究会」、英文略称を「APPTraS : Association for Promotion of Protection of Trade Secret」とします。

3. 目的

本研究会では、我が国において営業秘密が法律上の保護を受けられる「合理的な管理」の実態と、「より高度な管理」としてのサイバーセキュリティ管理の望ましい姿について、持続的に研究・啓発を行います。また、営業秘密保護実務における重要かつ具体的な課題を選定し、これに特化して企業が行うべき実務（リスクアセスメント、適正管理診断、規程整備、管理策の導入と監査、人材教育、インシデント対応、証拠保全・攻撃者特定、訴訟時の対応等）を具体化する研究を、産学で行うことを目的とします。

4. 活動内容

営業秘密が法律上の保護を受けられる「合理的な管理」の実態と、「より高度な管理」としてのサイバーセキュリティ管理の望ましい姿について研究するとともに、その成果に基づき、国内企業・外資系企業を問わず、広報・啓発及び支援活動を行います。具体的活動としては以下を実施します。

- (1) 我が国の営業秘密侵害に係る法制度や政策の啓発
- (2) 裁判例や関連情報の収集・分析・蓄積、及びこれに基づく広報・啓発活動
- (3) 企業におけるいわゆるオープン・クローズ戦略についての実態調査及び分析
- (4) 電子化された営業秘密のサイバーセキュリティ管理の実務面に係る研究、及びこれに基づく広報・啓発活動
- (5) 研究会の参加者の個別ニーズに伴う各種支援サービスの提供（有償の場合あり）
適正管理診断、規程整備、管理策の導入と監査、人材教育、インシデント対応、証拠保全・攻撃者特定、訴訟時の対応等

また、クローズドな運営の分科会を設置し、重要かつ具体的な個別課題に特化して、企業が行うべき営業秘密保護実務を具体化する研究を実施します。個別課題の例としては、以下に示すもの等が考えられますが、研究会の参加者の希望により決めるものとします。

- (1) 特定の企業取引種別（例：共同研究・外部委託・海外生産等を行うこと、グローバルな調達・供給のサプライチェーンを形成すること、海外にビジネス拠点を構築すること等）における対応実務の具体化
- (2) 特定の業態（例：ハイテク製造業、素材製造業、大規模顧客名簿を取扱う企業等）における対応実務の具体化
- (3) 国境を越えた（国内→海外、海外→国内）営業秘密の共有に伴う対応実務の具体化
- (4) 海外からの提訴、海外に向けた提訴に対する対応実務の具体化
- (5) オープン・クローズ戦略に関する具体的な検討（特許出願の範囲、企業の知財管理体制と関連して）等

5. 研究会の参加者

本研究会の目的にご賛同いただける法人（団体を含む）、大学等及び個人の方とします。

2015年12月吉日

発起人一同

発起人リスト（五十音順）

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

株式会社グローバル・パートナーズ・テクノロジー

総合警備保障株式会社

株式会社ディアイティ

特定非営利活動法人日本セキュリティ監査協会

バーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）